2022 年 10 月 21 日

厚生労働省労働基準局賃金課 御中

一般社団法人全国銀行協会

労働基準法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見

令和4年9月22日(木)付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあげます。

以 上

No	パブリックコメントの内容	意見
1	金決済法」という。)第36条の2第2項に規定する第二種 資金移動業を営む資金決済法第2条第3項に規定する資 金移動業者であって、次の①~⑧の要件を満たすものとし て厚生労働大臣の指定を受けた者(以下「指定資金移動	2021年3月19日に金融庁のHPにて公表された「『令和2年資金決済法改正に係る政令・内閣府令案等』に関するパブリックコメントの結果等について」における「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」には、「利用者から受け入れた資金の金額の多寡にかかわらず、資金移動業者が為替取引と無関係に利用者から資金を受け入れた場合には、出資法の預り金規制に抵触するおそれがあると考えられることは、従前と変わりありません。」との回答がある。また、資金移動業者に関する内閣府令第三十条の二の2では「資金移動業者は、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられることがないと認められるものについて、当該利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じなければならない。」とある。資金移動業者の口座へ賃金支払いが行われた場合、賃金の性質上、その預け入れられた資金の全てが為替取引目的であるとみなすことが困難であるところ、為替取引と無関係な資金として資金移動業者の口座に滞留することになると思われる。この場合、上記金融庁の回答にもあるとおり、「出資法の預り金規制に抵触するおとれがある」ことになる。今回の資金移動業者の口座への賃金支払いに関する指定を受ける資金移動業者は、こうした出資法の預り金規制に抵触することのないよう、これらの資金の為替取引との関連性の有無を確認するための態勢を整備し、為替取引に用いられるものではないと認められるものについては、利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じる必要があるという理解でよいか。
2		示されている要件の「① 賃金支払に係る口座の残高(以下「口座残高」という。)の上限額を100万円以下に設定していること又は100万円を超えた場合でも速やかに100万円以下にするための措置を講じていること。」の「100万円を超えた場合でも速やかに100万円以下にするための措置を講じていること」に関連し、第178回労働政策審議会・労働条件分科会の資料で示された、「100万円を超えた場合には、当日中に、労働者の資金移動業者の口座からの出金(資金移動業者の銀行口座から労働者の銀行口座への振込指図及び労働者の資金移動口座残高からの減算)を行うこととし、送金先は、労働者が予め指定する銀行口座又は証券総合口座とする。」ことについては、どのような法令等の対応で手当てされるのか。また、上記の当日中とはいつからいつまでを指すのか。
3		上記措置が適正に実施されているかのモニタリングについては、金融庁と厚生労働省のどちらが担うのか。また、厚生労働省が担う場合、その実効性は具体的にどのように担保するのか。 また、銀行口座または証券総合口座は、当然に開設できるものではなく、AML/CFTや不正口座防止等の観点から開設には一定の制限があり、銀行において口座作成への対応は何ら強制されるものではなく、あくまでお客様と銀行の個別契約にもとづいて履行されるものという理解でよいか。 加えて、「労働者があらかじめ指定する銀行口座」の解約が行われた場合、労働基準法ならびに施行規則に則り、代替の銀行口座または証券総合口座の指定の確保や、それが困難な場合の現金払いによって、労働者の賃金が遅滞なく支払われることを確保する点について、資金移動業者が適切な措置を講じる旨が、法令等の対応で手当てされるという理解でよいか。また、当該措置において銀行と預金者の契約(解約)の自由が妨げられるものではなく、あくまでお客様と銀行の個別契約にもとづいて履行されるものという理解でよいか。

パブリックコメントの内容	意見意見
	今回、使用者(給与を支払う企業)の資金移動業者アカウントを経由して、労働者の資金移動業者アカウントへの給与振込が行われることが想定されている(第178回労働政策審議会・労働条件分科会資料の38頁)。給与振込は、振込指定日の午前10時までに着金させる必要があるため、多くの銀行では振込指定日の前営業日までを振込操作時限としていることに照らすと、使用者の資金移動業者アカウントにおいて振込指定日の前営業日において100万円超の多額の資金滞留が発生することが想定される。このような多額な資金滞留が短期間とはいえ恒常的に発生するケースでは、資金移動業者の破綻が発生した場合に、十分な資金保全が困難となる可能性もあるとともに、システムおよびセキュリティ上の問題が発生した場合には、労働者への賃金の支払が困難となる可能性がある。そのことを踏まえた規制・監督が今後検討されるという理解でよいか。
	示されている要件の「② 破綻などにより口座残高の受取が困難となったときに、労働者に口座残高の全額を速やかに弁済することができることを保証する仕組みを有していること。」に関して、第178回労働政策審議会・労働条件分科会の資料に記載のある、保証機関が介在する資金保全スキームおよび銀行による保証は、どのような法令等の対応で手当てされるのか。
	保証機関が介在する資金保全スキームについては、第178回労働政策審議会・労働条件分科会の資料で示されている、「厚生労働省は指定時・指定後に、①保証機関が金融機関との契約等により一時的な資金需要に対応する手段を有すること、②想定される要履行保証額が調達可能額の範囲内に収まることを確認」、「保証機関の財務状況等を定期的に確認。一時的な資金需要への対応や保証機関の財務状況等に問題があれば、資金保全の要件を満たさないとして指定取消を検討」については、どのような法令等の対応で手当てされるのか。
	加えて、後者の保証機関の財務状況の確認は、具体的にどのように実施するのか。また、これら指定要件の確認等に当たっての必要な体制はどのようなものを想定しており、どのようなかたちでその体制を確保するのか。
② 破綻などにより口座残高の受取が困難となったときに、 労働者に口座残高の全額を速やかに弁済することができ ることを保証する仕組みを有していること。	第178回労働政策審議会・労働条件分科会の資料では、保証機関が介在する資金保全スキームについて、「想定される要履行保証額が調達可能額の範囲内に収まることを確認」が要件とされている。第二種資金移動業者が供託すべき履行保証金の額は、1週間以内で資金移動業者が定める期間中の要履行保証額の「最高額以上」の額となっているとともに、算定から保全までの期間のラグ(保全までの期間は3営業日)があることを踏まえると、「労働者の口座残高の全額」と「要履行保証額」の金額は必ずしも一致するものではないことから、より具体的な指定要件を定める際には、「労働者の口座残高の全額」を保証できる仕組みを有することまで求める前提で議論がされるものという理解でよいか。
	② 破綻などにより口座残高の受取が困難となったときに、労働者に口座残高の全額を速やかに弁済することができ

No	パブリックコメントの内容	意見意見
8		第178回労働政策審議会・労働条件分科会の資料で示されている、保証機関が介在する資金保全スキームにおける保証機関の要件である、「保証機関が金融機関との契約等により一時的な資金需要に対応する手段を有する」に関して、銀行にこれらの契約が求められているのではなく、あくまでこれは銀行と保証会社の間で協議の上、締結される契約によるものという理解でよいか。 また、その場合、資金移動業者と保証機関との契約後、銀行の与信判断として契約見直し時等において保証機関への継続的な融資ができなくなることも認められるという理解でよいか。加えて、民間の契約であるため、銀行として、その理由を当局に開示・報告する必要はないという理解でよいか。
9		示されている要件「②」が、第178回労働政策審議会・労働条件分科会の資料に記載のある、保証機関が介在する資金保全スキームおよび銀行による保証を指すのであれば、該当資金移動業者と同一グループ内の別会社が保証する場合には、連鎖倒産等のリスクも考慮し資金保全スキームを審査するという理解でよいか。
10	③ 労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰すことができない理由により損失が生じたときに、その損失を補償する仕組みを有していること。	示されている要件の「③ 労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰すことができない理由により損失が生じたときに、その損失を補償する仕組みを有していること。」に関して、第178回労働政策審議会・労働条件分科会の資料で示されている、「無過失の場合には、全額補償することとし、損害発生時の資金移動業者への通知期限は最低でも損害発生日から30日以上は確保すること」、「過失の場合に一律に補償しないこととしている事業者は指定しないこと」は、どのような法令等の対応で手当てされるのか。
11		示されている要件の「⑥ ATMを利用すること等により、通貨で、1円単位で賃金の受取ができ」について、これは、労働者が1円単位の現金で直接手元に受取り可能になることを求めているという理解でよいか。
12	- ⑥ ATMを利用すること等により、通貨で、1円単位で賃金の受取ができ、かつ、少なくとも毎月1回はATMの利用手数料等の負担なく賃金の受取ができる措置を講じていること。	「ATMを利用すること等」とあるが、「ATM」以外での受取方法は、どのようなものを想定しているのか。
13		示されている要件の「⑥ ATMを利用すること等により、通貨で、1円単位で賃金の受取ができ、かつ、少なくとも毎月1回はATMの利用手数料等の負担なく賃金の受取ができる措置を講じていること。」に関して、資金移動業者が自前でATMを設置する場合と、すでにATMを設置している銀行等との個別提携契約にもとづいて利用可能とする場合が考えられる。後者の場合、ATMを所持する銀行にこれらの措置への対応が求められているのではなく、資金移動業者へ提示する手数料の額も含めて、あくまで銀行と資金移動業者の間の契約にもとづいて履行されるものという理解でよいか。 また、ATMに限らず、その他の手段を利用する場合についても同様に、銀行にこれらの措置への対応が求められているのではなく、あくまで銀行と資金移動業者の間の契約にもとづいて履行されるものという理解でよいか。

No	パブリックコメントの内容	意見
14		示されている要件の「⑦」の「賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制」の「賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況」とは具体的には何を想定しているのか。また、「適時」の頻度はどの程度か。加えて、「報告できる体制」とは、具体的にどのようなものを想定しているのか。
15	⑧ 賃金の支払に係る業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する。こと。	示されている要件の「⑧ 賃金の支払に係る業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。」に関して、第178回労働政策審議会・労働条件分科会の資料で示されている以下の内容は、どのような法令等の対応で手当てされるのか。  【具体的な検討の方向性】 (2) 資金移動業者の指定要件 〈技術的能力・社会的信用〉 〇 資金移動業者が、賃金支払に当たって入金できない場合の振込エラー対策や、労働者が指定する口座が適切か(実在性や、賃金支払口座の要件を満たすものか)確認する措置を講じていることを指定要件とする。 〇 資金決済法に基づく行政処分(業務改善命令や業務停止命令)がなされていないことも含め労基則の指定要件とする。 〇 資金移動業者には、銀行等と同様に、個人情報保護法令や各種ガイドライン等に基づき、個人利用者情報の安全管理措置等を講じることが求められているが、これに加えて、個人情報の厳格な取扱について、第三者機関による認証(「プライバシーマーク」又は「ISMS認証」等)を取得していることを指定要件とする。
16		「賃金の口座振込み等について(平成10年9月10日基発第530号※労働省労働基準局長から都道府県労働基準局長宛の通知)」では、「4 口座振込み等がされた賃金は、所定の賃金支払日の午前10時頃までに払出し又は払戻しが可能となっていること。」等が求められているが、これらと同等の要件が、資金移動業者の口座への賃金支払でも求められるという理解でよいか。
17		賃金の支払に係る業務を適正かつ確実に行うため、使用者の負担等も踏まえ、資金移動業者業界として、具体的な手続き 方法等を定めたガイドライン等を策定すべきではないか。

No	パブリックコメントの内容	意見
18	○ 資金移動業者の口座への賃金支払を行う場合には、 労働者が銀行口座又は証券総合口座への賃金支払も併せて選択できるようにするとともに、当該労働者に対し、資金移動業者の口座への賃金支払について必要な事項を説明した上で、当該労働者の同意を得なければならないこととする。	第178回労働政策審議会・労働条件分科会の資料で提案されている「必要な事項」の内容、様式例やリーフレットの作成等は、どのような法令等の対応で手当てされるのか。  【具体的な検討の方向性】 (1) 労働者の同意 〇 その際、使用者は、労働者に対し、銀行口座又は証券総合口座への賃金支払も併せて選択肢として提示する(提示する選択肢として、現金か資金移動業者の口座かの2択は認められないこととする)とともに、資金移動業者の口座への賃金支払について必要な事項(※)を説明の上、労働者の同意を得なければならないこととする。 ※ 滞留規制、破綻時の保証、不正引出の補償、換金性、アカウントの有効期限等 〇 資金移動業者の口座への賃金支払についての必要な事項の説明に当たっては、使用者の負担にも配慮する観点から、たとえば、破綻時の保証方法や労働者の利用実績を踏まえた給与振込額とする必要があることなどを記載した労働者の同意書の様式例を作成する。また、労働者への説明については、使用者から資金移動業者に委託することも考えられる。 〇 同意書の様式例に、資金移動業者の口座の性質や、労働者の利用実績を踏まえた給与振込額とする必要があることなどを記載し、資金決済法において想定している為替取引の範囲内での利用となるようにする。 〇 同意書だけでなく、賃金のうち大半の額を銀行口座、一部の金額のみを資金移動業者口座に振り込む例などを記載したリーフレット等を作成し、周知する。
19		第178回労働政策審議会・労働条件分科会の資料に記載されている「使用者が選択する賃金支払手段に関して、銀行口座等と同様に、『取扱資金移動業者は、その所在状況等からして1社に限定せず複数とする等労働者の便宜に十分配慮して定めること』とする」は、どのような法令等の対応で手当てされるのか。また、1社しか指定資金移動業者が存在しない場合は、結果として1社に限定されてしまうことから、指定資金移動業者は2社以上存在することが前提となるという理解でよいか。
20		第178回労働政策審議会・労働条件分科会の資料には、以下の記載があるが、これはどのような法令等の対応で手当てされるのか。  【具体的な検討の方向性】 (1) 労働者の同意 〇 使用者が、形式的に労働者に選択肢を提示していたとしても、実質的には資金移動業者の口座への賃金支払を労働者に強制している場合には、労働基準法第24条違反となる旨を同意書の様式例に記載する。 〇 使用者が、労働者の同意なく、資金移動業者の口座に賃金支払を行った旨、労働者から申告があった場合には、労働基準監督署において適切に対応する。 〇 事業場内でのルール設定をする際、銀行口座等と同様に、①対象労働者の範囲、②対象となる賃金の範囲及びその金額、③取扱資金移動業者の範囲、④実施開始時期などについて、労使協定を締結することとする。

No	パブリックコメントの内容	意見
21		第178回労働政策審議会・労働条件分科会の資料には、以下の記載があるが、これはどのような法令等の対応で手当てされるのか。  【具体的な検討の方向性】 (1) 労働者の同意 〇 労働者同意の際には、銀行口座等と同様に、①希望する賃金の範囲及び金額、②資金移動業者名、アカウントID、③振込開始時期を確認する。 〇 上記に加えて、資金移動業者の口座への賃金支払固有の事項として、破綻時の保証の受取方法(代替口座情報等)や、振込エラー対策の観点から必要な労働者の情報(例:電話番号、生年月日)、受入上限を超えうる場合の受取方法(代替口座情報等)等、銀行口座等と比べて付加的な事項を確認する。
22		厚労省による指定に関して、第178回労働政策審議会・労働条件分科会の資料では、書類を確認するだけでなく、資金移動業者や、資金保全に関わる保証会社・保険会社等も含め、必要に応じてヒアリングを行うとされているが、これはどのような法令等の対応で手当てされるか。また、確認やヒアリングの実効性を確保するための体制はどのように整備するのか。
23	〇 厚生労働大臣の指定を受けようとする資金移動業者は、上記①~⑧の要件を満たすことを証する書類を添えて、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。	厚労省による指定に関して、第178回労働政策審議会・労働条件分科会の資料には、以下の記載があるが、これはどのような法令等の対応で手当てされるのか。  【具体的な検討の方向性】 (4)その他(制度普及の観点等) 〇 厚生労働大臣による指定の際には、指定された資金移動業者名に加えて、保証スキームに関する情報(関与する会社名等)や、賃金支払の対象となる口座(アカウント)の種類などについて、厚労省ウェブサイトでも公表する。
24		資金移動業者の口座へ賃金支払の実施は、資金移動業を定める資金決済法をベースの1階としていると理解。現状、第 178回労働政策審議会・労働条件分科会の資料を見る限りでは、金融庁との連携は、金融庁の行政処分に関してのみと なっているように見受けられるが、今回の施策は資金移動業を定める資金決済法をベースとしていることから、当該情報の みに関わらず、モニタリングに関する情報についても常時連携すべきではないか。
25	〇 指定資金移動業者は、指定の要件に係る事項に変更があったときはあらかじめ厚生労働大臣に届け出なければならないこととする。また、資金決済法第41条第1項の規定による変更登録又は資金決済法第41条第3項若しくは第4項の規定による変更の届出を行ったときは、遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければならないこととする。	資金決済法上の変更の届出が行われた場合は、金融庁から厚労省に連携があるという理解でよいか。

N	パブリックコメントの内容	意見
20	〇 厚生労働大臣は、賃金の支払に関する業務の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、指定資金移動業者に対し、賃金の支払の業務の状況に関し報告させることができることとする。	「〇 厚生労働大臣は、賃金の支払に関する業務の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、指定資金移動業者に対し、賃金の支払の業務の状況に関し報告させることができることとする。」に関して、第178回労働政策審議会・労働条件分科会の資料には、以下の記載があるが、これはどのような法令等の対応で手当てされるのか。また、「適時に厚生労働大臣に報告できる体制」の「適時」は何かが起こった場合ではなく、厚生労働省が未然に事故等を防止するために能動的に報告を求めることも含まれるとの理解でよいか。また、「指定後も、厚生労働省において、資金保全に関わる契約の内容だけでなく、報告に基づき、資金移動業者、資金保全に関わる保証会社・保険会社等の賃金の支払に関する業務の実施状況や財務状況等も確認」の実効性を確保するための体制はどのように整備するのか。  【具体的な検討の方向性】 (2)資金移動業者の指定要件 〈報告体制〉 〇資金移動業者だけでなく、資金保全に関わる保証会社・保険会社等に関しても、「適時に厚生労働大臣に報告できる体制」を求めることとし、資金移動業者は、保証会社・保険会社等から、「資金保全について厚生労働省から求められた際の適時の報告」に関する同意書を取得し、申請時にこれを提出することとする。 〇指定後も、厚生労働省において、資金保全に関わる契約の内容だけでなく、報告に基づき、資金移動業者、資金保全に関わる保証会社・保険会社等の賃金の支払に関する業務の実施状況や財務状況等も確認する。これらの者が、厚生労働省から求められても報告を行わない場合には、「適時に厚生労働大臣に報告できる体制」を有さないとして、資金移動業者の指定取消を検討することとする。
2	○ 指定の取消しを受けた指定資金移動業者であった者は、賃金の支払に係る義務の履行を確保する必要がある場合においては、なお指定資金移動業者とみなす。	指定の取消しを受けた指定資金移動業者であることから、厚労省においてより慎重な監督を実施するという理解でよいか。
28	○ 指定資金移動業者は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならないこととする。	
	・資金決済法第 61 条第1項の規定による廃止の届出をしたとき	資金決済法上の廃止の届出が行われた場合は、金融庁から厚労省に連携があるという理解でよいか。
29	施行期日等 ·公布日 令和4年 11 月(予定) ·施行期日 令和5年4月1日	今回のパブリックコメントにおいては概要のみが示されており、労働政策審議会・労働条件分科会においても、検討の方向性については示されたものの、その実効性の確保を含めて、まだ公の場での議論は尽くされていないと理解。また、資金移動業者の口座への賃金支払いは、資金移動業者のみに関係するものではなく、その他、様々な事業者等が関連することになる。資金決済ネットワークおよび金融システムの安定性が維持されるよう、利用者の苦情・相談への対応等も含めた細かな実務的な面も含め、実効性が確保できるよう、関係者との協議、調整が十分完了したうえで施行すべきではないか。

No	パブリックコメントの内容	意見
30		金融庁から、2022年8月5日付で、「『事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)』の一部改正(案)」が公表され、全銀システムへの参加資格の拡大を踏まえ、同システムに参加する資金移動業者への監督上の対応として、システムリスク管理等について、同システムに参加する第二種資金移動業および第三種資金移動業は、第一種資金移動業と同等レベルの基準が求められることとなった。当該基準は、システミックリスクの管理という観点から遵守が求められている基準であり、観点は異なると理解しているが、労働者の糧である賃金の安全性を確保するため、資金移動業者の口座への賃金支払を行う指定資金移動業者についても、同基準を適用すべきではないか。
<u> </u>		以上